

東京都戸建住宅等液状化対策促進事業補助制度概要

■液状化判定調査事業費の補助

1. 補助対象

液状化判定調査に要する経費（地盤調査、室内土質試験及び液状化判定に要する経費）

2. 補助額

都費負担は液状化判定調査に要する経費の 1/3 以内（限度額は 13 万 3,000 円）

※区の補助額の 1/2 を上限とする。

都 1/3	区市町村 1/3	所有者 1/3
----------	-------------	------------

3. 補助要件

- ①敷地が東京都内にあること。
- ②建築基準関係規定に適合した戸建住宅等を新築又は建て替える予定の敷地であること。
- ③地盤調査、地下水位測定及び室内土質試験を行い、液状化判定を実施すること。

■液状化対策工事費の補助

1. 補助対象

液状化対策工事に要する経費（設計料を含む）

2. 補助額

都費負担は液状化対策工事に要する経費の 1/4 以内（限度額は 40 万円）

※区の補助額の 1/2 を上限とする。

都 1/4	区市町村 1/4	所有者 1/2
----------	-------------	------------

3. 補助要件

- ①敷地が東京都内にあること。
- ②建築基準関係規定に適合した戸建住宅等を新築又は建替える予定の敷地であること。
- ③「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針(国土交通省)」により、「高い」又は「比較的低い」と判定した敷地であること。
- ④「改良地盤の設計及び品質管理指針（日本建築センター・ベターリビング発行）」及び「宅地の液状化可能性判定に係る技術指針（国土交通省）」に従って、敷地の地盤改良部を非液状化層に到達させる工事又は建設技術審査証明取得技術を採用した工事であること。

※液状化判定調査事業費の補助を受けていることは要件としない。